

市町村民所得の推計方法

| 系列及び項目 | 推 計 方 法 | 主な資料名 |
|---------------------------|--|--------------------|
| 1 経済活動別市町村内総生産・純生産 | 経済活動＋その他 | |
| (1) 経済活動 | 農業＋林業＋水産業＋鉱業＋製造業＋電気・ガス・水道・廃棄物処理業＋建設業＋卸売・小売業＋運輸・郵便業＋宿泊・飲食サービス業＋情報通信業＋金融・保険業＋不動産業＋専門・科学技術、業務支援サービス業＋公務＋教育＋保健衛生・社会事業＋その他のサービス | |
| ① 農業 | 農業（耕種、畜産等）＋農業サービス業 | |
| ア 総生産 | | |
| ・ 農業 (耕種・畜産等) | 産出額〔農業粗生産額－造林用苗木生産額〕×県の農業総生産比率〔総生産/産出額〕 | 東海農林水産統計年報、市町村業務資料 |
| ・ 農業サービス業 | 県の農業サービス業総生産×農業サービス業従業者数の対県比率 | |
| イ 純生産 | 雇用者報酬（従業地）＋営業余剰 | |
| ② 林業 | 素材生産＋木炭・まき・竹材等の林野副産物生産＋造林用苗木生産 | |
| ア 総生産 | 産出額〔生産数量×単価〕×県の林業総生産比率〔総生産/産出額〕 | 愛知県林業統計書、市町村業務資料 |
| イ 純生産 | 林業総生産×県の林業純生産比率〔純生産/総生産〕 | |
| ③ 水産業 | 海面漁業＋海面養殖業＋内水面漁業＋内水面養殖業 | |
| ア 総生産 | 産出額×県の水産業総生産比率〔総生産/産出額〕 | 東海農林水産統計年報 |
| イ 純生産 | 雇用者報酬（従業地）＋営業余剰 | |
| ④ 製造業 | | |
| ア 総生産 | 県の工業総生産×工業付加価値額〔出荷額－原材料使用額〕の対県比率 | あいちの工業 |
| イ 純生産 | 製造業総生産－製造業固定資本減耗－製造業生産・輸入品に課される税＋製造業補助金 固定資本減耗は工業減価償却費の対県比率、生産・輸入品に課される税と補助金は製造業総生産の対県比率により県数値を分割。 | |
| ⑤ 公務 | | |
| ア 総生産 | 純生産×県の公務総生産比率〔総生産/純生産〕 | 市町村業務資料 |
| イ 純生産 | 雇用者報酬（従業地） | |
| ⑥ その他の経済活動 | その他の経済活動〔鉱業、電気・ガス・水道・廃棄物処理業、建設業、卸売・小売業、運輸・郵便業、宿泊・飲食サービス業、情報通信業、金融・保険業、不動産業、専門・科学技術、業務支援サービス業、教育、保健衛生・社会事業、その他のサービス〕は、所得接近法により各経済活動の純生産を計算後、総生産を推計する。 | 市町村業務資料 |
| ア 純生産 | 雇用者報酬（従業地）＋営業余剰 | |
| ・ 雇用者報酬 | 現金・現物給与・役員報酬＋その他の雇用者報酬 ・ 分配系列の雇用者報酬と同様の方法により、経済活動別に現金・現物給与・役員報酬を求める。 ・ その他の雇用者報酬は、分配系列で求めた当該数値を従業地ベースに転換した後、現金・現物給与・役員報酬の経済活動別構成比により分割する。 | |

| 系列及び項目 | 推 計 方 法 | 主な資料名 |
|---|--|--|
| <p>・営業余剰</p> <p>民間法人企業</p> <p>公的企業</p> <p>個人企業</p> <p>イ 総生産</p> | <p>民間法人企業＋公的企業＋個人企業</p> <p>※企業の営業利益に相当</p> <p>県の民間法人企業営業余剰×市町村税（法人税割収入額）の市町村合計に占める割合。これを求めた後経済活動別に分割する。</p> <p>国：中日本高速道路、都市再生機構、日本郵便等</p> <p>県の数値を団体職員数又は人口の対県比率で分割</p> <p>県：県水道事業（水道事務所の所在市町村に分割）</p> <p>市町村：上水道事業、交通事業、駐車場事業、交通災害共済事業等</p> <p>病院事業（国立、県立、市町村立、事業団）</p> <p>農林水産業＋その他の産業＋持ち家</p> <p>農林水産業：純生産－雇員報酬－民間法人企業営業余剰</p> <p>その他の産業：県の個人企業営業余剰×個人企業数の対県比率×市町村別補正係数</p> <p>補正係数：上記の個人企業数から求めた市町村合計額と、市町村税[営業所得者所得割額＋その他の事業者所得割額]から求めた市町村合計額との比率</p> <p>持ち家（不動産業に格付け）：持ち家総家賃（持ち家総床面積×1㎡当たり家賃）×県の住宅賃貸業所得率</p> <p>各産業純生産×県の各産業総生産比率[総生産/純生産]</p> | <p>市町村行財政のあらまし、市町村業務資料、市町村の公営企業のあらまし、財政収支調査</p> <p>市町村行財政のあらまし</p> |
| (2) その他 | <p>輸入品に課される税・関税と総資本形成に係る消費税の控除分。この二つは関係資料がないことから名古屋市以外は推計しない。</p> | |
| 2 市町村民所得（分配） | <p>雇員報酬＋財産所得＋企業所得</p> | |
| (1) 雇員報酬 | <p>賃金・俸給＋雇員の現実社会負担＋雇員の帰属社会負担（いずれも常住地ベース）</p> | |
| ① 賃金・俸給 | <p>現金・現物給与・役員報酬＋議員歳費委員報酬＋給与住宅差額家賃</p> | |
| ア 現金・現物給与・役員報酬 | | |
| ・農業 | <p>規模別農家支払労賃×規模別農家戸数＋農業団体等従業者の雇員報酬＋有給家族従業者の雇員報酬</p> | |
| ・林業 | <p>林家雇われ雇員報酬＋林業団体等従業者の雇員報酬＋有給家族従業者の雇員報酬</p> | |
| ・水産業 | <p>水産業団体等従業者の雇員報酬＋有給家族従業者の雇員報酬</p> <p>※団体等従業者及び有給家族従業者の雇員報酬は、県の数値を各従事者数の対県比率で分割</p> | |
| ・その他経済活動 | | |
| 常雇 | <p>一人当たり給与額×（1＋現物給与割合）×常用雇員数</p> | 市町村業務統計 |
| 臨時日雇 | <p>県の臨時日雇一人当たり給与額×常雇一人当たり給与額の県平均との格差率×臨時日雇雇員数</p> | |
| 有給家族従業者 | <p>県平均常雇一人当たり給与額×県の有給家族従業者の常雇に対する所得格差率×有給家族従業者数</p> | |
| イ 議員歳費委員報酬 | <p>国会議員歳費＋県議会議員歳費＋市町村議員市町村委員報酬</p> | 市町村行財政のあらまし、市町村業務統計 |
| ウ 給与住宅差額家賃 | <p>給与住宅床総面積×県の1㎡当たり年間家賃額×1㎡当たり評価額の県平均との格差率</p> | |

| 系列及び項目 | 推 計 方 法 | 主な資料名 |
|--------------|---|--------------------------|
| ② 雇主の現実社会負担 | 現金・現物給与・役員報酬×県の賃金・俸給に対する雇主の現実社会負担の比率 | |
| ③ 雇主の帰属社会負担 | 現金・現物給与・役員報酬×県の賃金・俸給に対する雇主の帰属社会負担の比率 | |
| (2) 財産所得 | | |
| ① 一般政府 | 受取財産所得計－支払財産所得計 | |
| ア 受取 | 受取財産所得－支払財産所得 | |
| イ 支払 | 市町村普通会計の利子等収入[財産運用収入＋預金利子]＋県の社会保障基金受取利子×人口の対県比率 | |
| ② 対家計民間非営利団体 | 受取財産所得－支払財産所得 | |
| ア 受取 | 県の対家計民間非営利団体の受取財産所得×対家計民間非営利団体従業者数の対県比率 | |
| イ 支払 | 県の対家計民間非営利団体の支払財産所得×対家計民間非営利団体従業者数の対県比率 | |
| ③ 家計 | 受取財産所得－支払財産所得 | |
| ア 受取 | 預貯金利子＋社内預金利子＋信託・有価証券利子＋配当所得＋その他の投資所得＋賃貸料所得 | |
| ・ 預貯金利子 | (雇用者報酬＋個人企業所得) × 県の雇用者報酬と個人企業所得の合計に対する一般金融機関の家計分預貯金利子の比率 | |
| ・ 社内預金利子 | 県の社内預金利子額×雇用者数(常住地)の対県比率 | |
| ・ 信託・有価証券利子 | 県の信託・有価証券利子額×就業者数(常住地)の対県比率 | |
| ・ 配当所得 | 県の家計配当金×就業者数(常住地)の対県比率 | |
| ・ その他の投資所得 | 県のその他の投資所得×就業者数(常住地)の対県比率 | |
| ・ 賃貸料 | 県の家計賃貸料×宅地価格の対県比率(宅地価格：宅地面積×宅地平均価格) | 市町村行財政の あらし、地価の 動き |
| イ 支払 | 県の家計支払財産所得×人口の対県比率 | |
| (3) 企業所得 | 民間法人企業所得＋公的企業所得＋個人企業所得 | |
| | ※企業の経常損益に相当 | |
| ① 民間法人企業所得 | 県の民間法人企業所得×市町村税(法人税収入額)の対県比率 | |
| ② 公的企業所得 | 生産系列と同様に推計 | |
| ③ 個人企業所得 | 農林水産業＋その他の産業＋持ち家(住宅自己所有による帰属家賃) | |
| 農林水産業 | 生産系列で求めた農林水産業の個人企業営業余剰×県の農林水産業営業余剰に対する農林水産業個人企業所得の比率 | |
| その他の産業 | 生産系列で求めたその他の産業の個人企業営業余剰×県のその他の産業の営業余剰に対するその他の産業の個人企業所得の比率 | |
| 持ち家 | 県の持ち家企業所得×生産系列で求めた持ち家営業余剰の市町村合計に占める割合 | |

| 系列及び項目 | 推 計 方 法 | 主な資料名 |
|--|---|---------------------------------------|
| <p>3 市町村民家計所得</p> <p>(1) 雇用者報酬</p> <p>(2) 営業余剰・混合所得</p> <p>(3) 財産所得</p> <p>(4) 社会給付</p> <p>① 現金による社会保障給付</p> <p>② その他の社会保障年金給付</p> <p>③ その他の社会保障非年金給付</p> <p>④ 社会扶助給付</p> <p>(5) その他の経常移転 うち非生命保険金</p> <p>(6) 年金受給権の変動調整</p> | <p>雇用者報酬＋営業余剰・混合所得＋財産所得＋社会給付＋その他の経常移転＋年金受給権の変動調整</p> <p>分配系列の雇用者報酬</p> <p>生産系列の個人企業営業余剰</p> <p>分配系列の家計の受取財産所得</p> <p>現金による社会保障給付＋その他の社会保険年金給付＋その他の社会保険非年金給付＋社会扶助給付</p> <p>県の厚生年金・労働保険（除公災基金）・雇用（失業）保険・船員保険の給付額×雇用者数（常住地）の対県比率＋国民年金＋共済組合給付金＋県の児童手当・補償基金の合計×人口の対県比率</p> <p>県のその他の社会保険年金給付×雇用者数（常住地）の対県比率</p> <p>地方公務員災害補償基金負担金以外の災害補償費（市町村分）＋県のその他の社会保険非年金給付×雇用者数（常住地）の対県比率</p> <p>扶助金（市町村分）＋恩給及び退職年金（市町村分）＋国・県の社会扶助金×人口の対県比率</p> <p>県のその他の移転所得×人口の対県比率</p> <p>交通災害共済＋農業共済＋県の漁業共済×漁業経営体数の対県比率＋県の火災共済・損保・外国損保等×人口の対県比率</p> <p>県の年金受給権の変動調整（雇主の現実年金負担＋雇主の帰属年金負担＋家計の現実年金負担＋家計の追加社会負担－年金制度の手数料－その他の社会保険年金給付）×雇用者数（常住地）の対県比率</p> | <p>市町村行財政のあらまし</p> <p>市町村行財政のあらまし</p> |
| <p>4 就業者数</p> | <p>国勢調査及び経済センサスの結果をもとに、常住地・従業地別に産業別就業者数（2008 SNA分類）を推計する。</p> <p>基準以外の年は、人口の伸び率及び基準時の就業者数の伸び率を勘案して推計する。</p> | <p>国勢調査、経済センサス、あいちの人口</p> |